

相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則

平成 21 年 1 月 30 日
規 則 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成 21 年条例第 3 号第 15 条の規定に基づき、相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、広域連合長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。